

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三豊市長 山下 昭史

市町村名 (市町村コード)	三豊市 (37208)
地域名 (地域内農業集落名)	笠田地区 (六ツ松、大道、道上、野津午、七尾、稗田、新、新屋敷、南、須野志、沢二反地、石成、天神、忌部、竹田西、竹田北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地区内の農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。

ほ場によって条件が異なるため、担い手への集積・集約化が進まない。

地域西部は、小学校建設の際に農地の貸し借りの振り分けを行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

比較的平地が多く、米麦・露地野菜の複合経営を継続していく。

地域南部は優良地が多く、補助金制度の充実を行い、今後農地を守る担い手を育成していく。

農地は地域の担い手を引き込みながら、地域内の5つの営農組合で守っていく。

圃場整備が完了している農地は、農地として特に守っていく必要がある。

営農組合名義で小麦の作付けを行っていく。(現在組合員の育成を行っている。)

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

(令和7年12月15日取りまとめ)

・豊中町笠田笠岡3661-1 960m²

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	235 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

効率化を図るため既存の担い手の団地を大型化するよう努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

積極的に地域の担い手へ貸し付けを行うため農地中間管理機構の機能を活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等の補助事業を活用した、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県が認定する農業人材の育成に努めるとともに、認定農業者等への申請を推進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

任意組織で取り組んでいる農業支援サービス事業体の積極的な活用を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害に対し、地域で連携して被害防止対策に取り組む。
- ③基盤整備されたほ場ではスマート農業機械の導入を推進し、省力化を図る。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、遊休施設の再利用や継承を進める。